平成２４年（フ）第９１９７号
東京都世田谷区赤堤１丁目39―４―206
債務者　村嶋　順子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月15日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２２２号
東京都江東区東陽１丁目32―６―105
債務者　今成　正道
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月15日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６２８号
東京都荒川区南千住６丁目59―24―802
債務者　下井　一敏
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月15日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２６号
東京都国分寺市戸倉１丁目24番地都営戸倉１丁目第２アパート２―103
債務者　志賀　晴夫
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９３９号
東京都西東京市北町１丁目７番４号北町ハイム202号
債務者　阿部　恵子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３３６号
静岡県浜松市西区篠原町21981番地の３　カシモＢ―２
債務者　溝垣　昌弘
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
栃木県栃木市大宮町2053番地　県営住宅３―23
債務者　池田多恵子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２１号
長崎県佐世保市大潟町725番地30、旧住所長崎県佐世保市梅田町２番９号　アクチュエル梅田403号
債務者　冨永　幸男
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
長崎県佐世保市牧の地町1338番地２　近藤アパート右、旧住所長崎県佐世保市牧の地町1471番地８　グリーンハイツ103号
債務者　古賀めぐみ
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１９３号
北海道帯広市柏林台南町５丁目１番地　５号棟533
債務者　坂田　明美
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
北海道帯広市西16条北２丁目１番33号　コーポはっぴーＧ号室
債務者　竹内　武成
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４６９号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目492番地　パルシティ102
破産者　櫻井　陽江
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４９５号
さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目１番１号　Ａ―109、破産手続開始決定時の住所さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目１番１号　１―1110
破産者　岡田　　充
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６５２号
さいたま市南区四谷３丁目９番26号　コーポ四谷101号
破産者　田中　静雄
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６７７号
埼玉県川口市上青木西２丁目１番６―403号　中銀青木公園団地６号棟、旧住所埼玉県川口市並木４丁目19番３号　ＭＹハイム301号
破産者　市川　久視
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７１２号
さいたま市南区南浦和２丁目32番５―303号
破産者　渡邉　清美
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係